

相続・贈与税顧問/財産評価顧問 平成23年度改正対応に関するご案内

平成23年9月16日に、国税庁ホームページにて「相続税の申告書等の様式一覧（平成23年分）」が公開されました。これを受けまして、改正の概要と、相続・贈与税顧問、財産評価顧問の今後の予定をご連絡いたします。

なお、当内容は今後変更される可能性がありますのでご了承ください。

1. 様式の変更内容

●第8の2表の付表1、付表2、付表3

平成23年6月30日相続開始以降用の「非上場株式等についての納税猶予の特例の明細書」「第8の2表の付表1」「第8の2表の付表2」「第8の2表の付表3」が追加されました。

【第8の2表の付表1】

- ・様式の変更はありませんが、右欄外の帳票名が「第8の2表の付表1（平成23年6月30日相続開始以降用）」に変更されました。
- ・裏面《書きかた等》の文言で、条項番号等が変更になりました。

【第8の2表の付表2】

- ・右欄外の帳票名が「第8の2表の付表2（平成23年6月30日相続開始以降用）」に変更されました。
- ・「2 特例非上場株式等の明細」2（2）③の項目名が「①又は②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等」に変更されました。
- ・「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」欄のうち、限度数等の欄が、① \leq ②の場合と、① $>$ ②の場合に欄が分かれました。限度数自体に変更はありません。
- ・裏面《書きかた等》の文言で、条項番号等が変更になりました。

【第8の2表の付表3】

- ・右欄外の帳票名が「第8の2表の付表3（平成23年6月30日相続開始以降用）」に変更されました。
- ・（注）欄の文言で、条項番号等が変更されました。
- ・「2 特例相続非上場株式等の明細」⑤価額（③ \times ④）に、「ただし「注」5参照」が追加されました。

●第6表

第6表「未成年者控除額・障害者控除額の計算書」が次のとおり変更されました。計算や様式は、平成22年分以降用と同じです。

- ・右欄外の帳票名が「第6表（平成23年分以降用）」されました。
- ・障害者控除の年齢「85」がプレプリントされました。
一般障害者 6万円 \times (85歳－ 歳)
特別障害者 12万円 \times (85歳－ 歳)

《参考》国税庁のホームページ

相続税の申告書等の様式一覧（平成23年分用）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h23.htm>

相続税の申告のしかた（平成23年分用）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/shikata-sozoku2011/index.htm>

2. 相続・贈与税顧問 平成23年版の予定

様式の改正を受けて、相続・贈与税顧問 平成 23 年版をリリースします。対応時期は、次の理由により、平成 24 年 1 月に予定している贈与税改正に合わせて行う予定であります。詳細が決まりましたら、別途ご連絡いたします。

- ・第 8 の 2 表の付表関係の変更は、平成 23 年 6 月 30 日相続開始以降用のため、申告期限は翌日から 10 カ月後の平成 24 年 5 月 1 日になります。また、計算方法は変更されておりませんので、株式等納税猶予税額は、平成 22 年版で計算ができます。
- (参考) 第 8 の 2 表の付表関係の明細書は、相続人情報登録で「納税猶予株式：経営承継人」を設定すると作成できます。
- ・第 6 表は、右欄外に「(平成 23 年分以降用)」と印刷されない以外は、控除額の計算、帳票印刷共に平成 22 年版を使用できます。

3. 財産評価顧問 平成23年版の予定

財産評価顧問の帳票については、変更はありませんが、国税庁ホームページ「路線価図・評価倍率表」の画面に、次の記載があります。今後、震災関係で指定地域の評価方法について変更内容が公開される予定です。内容によりプログラムの変更が必要な場合は、平成 24 年 1 月に合わせてリリースする予定です。こちらにつきましても、詳細が決まりましたら別途ご連絡いたします。

■国税庁ホームページ「路線価図・評価倍率表」より

東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域（指定地域）内にある土地等（特定土地等）の評価方法については、10 月ないし 11 月に、別途、国税庁ホームページで公開する予定にしています。詳しくはこちらをご覧ください。

(注)「指定地域」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県全域、並びに、埼玉県加須市（旧北川辺町及び旧大利根町の区域に限ります。）、埼玉県久喜市、新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村をいいます。